

近代中国における師範教育の展開：清末から1948年 までを中心として

崔, 淑芬
九州大学文学研究科史学専攻

<https://doi.org/10.11501/3110806>

出版情報：九州大学, 1995, 博士（文学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：

第三節：分離独立時期における

中国師範教育の特徴と実情

張之洞が「奏定学堂章程」を起草するに当たり、最も参考にしたのは日本の教育制度であった（注54）。例えば、当時の日本は明治19（1886）年、プロイセンの教育制度に倣い「学校令」を制定、国家主義的な線を主軸として道徳教育、科学教育、実業教育、国防教育に力を入れていたが、このことは中国においても見られることであった。

「奏定学堂章程」は次のようにいう。

- (1) 日本の学校体系を模範として、学校体系の基幹となる初等の学堂から大学堂までの全修業年限を21学年とし、初級師範学堂は中等教育レベル（第10～14学年）、優級師範学堂は短期高等教育レベル（第15～18学年）に位置づける。
- (2) 初級師範学堂と優級師範学堂は、各段階における附設の機関ではなく、独立した学校として開設することを原則とする。
- (3) 初等教員養成と中等教員養成という目的別に、2段階に区分される。（今日に至る師範教育制度の原型が確立される）
- (4) 女子初級師範学堂は中等教育レベル（第10～13学年）に属し、男子初級師範学堂の修業年限より1年短い。（注56）

前述したように、当時、師範学堂は初級及び優級の2種から成り、初級師範学堂は初等教員の養成を目的とし、高等小学堂卒業生を入学させ、修業年限は完全科5年、簡易科1年であった。優級師範学堂は、初級師範学堂及び中学堂の卒業生を入学させ、初級師範学堂・中学堂の教員及び管理者を養成することを目的とする師範教育の最高学府で、修業年限は4年であった。これは、日本の師範教育制度に酷似している。この類似点は、2段階の師範学校制度のみならず、優級師範学堂の教育課程も、卒業後の義務服務年限の設定や附属学校附設の制度も、日本の師範学校制度の影響を強く受けている。

優級師範学堂の各科の学科目は、明治33年1月、文部省令で改訂された日本の高等師範学校規程の原型に近いまでに、それが強く反映されている。師範学堂章程の規程によると、同校は予科（1年）・本科（3年）・研究科（1年）の3科に分かれている。

予科では倫理・国語・漢文・英語・論理学・数学・音楽・体操を、本科は4学部に分かれ、倫理・教育学・心理学・英語・体操を共通とし、第一学部（国語・漢文専修）では、国語・漢文・独語（又は仏語）・歴史・哲学・言語学・生物学・生理学、随意科目として

法制・経済・音楽を設けている。同様に第二学部（地理・歴史専修）では、地理・歴史・哲学・法制・経済・生物学、随意科目として国語・漢文・独語・音楽を、第三学部（数学・物理・化学専修）では、数学・物理学・化学・哲学・図画・手工、随意科目として独語・生物学・音楽を、第四学部（博物学・農学専修）では、植物学・生理学・鉱物学・地学・農学・哲学・図画、随意科目として化学・独語・音楽を設けている。

研究科では倫理学・教育学・教育制度・行政法・社会学・哲学・美学・実験心理学・学校衛生・専科教育・児童研究・教育演習を研究することとしている。

林友春は、京師同文館の設立から辛亥革命に至る中国教育史上の重要な動きを、年代別に3期に分け、第1期を欧米式実業学校創設期（1862～94）、第2期を日本教育文化吸収期（1895～1901）、第3期を新学制整備期（1902～11）としている（注57）。

確かに、清末の中国教育、特に師範教育は日本の学制の影響を受けている。例えば、師範学堂における実際の授業も日本の師範学校をモデルとした。師範学堂では、中国と西洋の普通学および実学の講義を行うが、このうち西洋の諸学は日本語訳のテキストを中国文に転訳して用いた。さらにまた、当時多くの日本人が顧問あるいは「教習」として招聘された。中国各地に招かれ、教育事業に参加した日本人は、最盛期の1905～1906年には500～600名を数えたという（注58）。そのうち、師範教育に従事した者は約125名で、中国の師範教育制度の創設・展開に日本人教習は一定の影響を持っていたのである。この点に関しては、第三章で具体的に考察する。

中国の師範教育が日本の学制制度をモデルとしたとはいえ、同時にまた中国的な師範教育の特徴をも有している。つまり、中国人は伝統的精神文化に対する強い信念“地大物博”の揺るぎない自信から、西洋あるいは日本の近代的政治・経済・教育制度を急遽模倣しようとする一方、それらに対する抵抗をも試みていた。つまり「中学を体となし、西学を用となす」の「中体西用」論は、当時の教育改革の基本的な指導思想になっていたのである。

光緒29（1904）年11月に頒布された「学務綱要」には、「若し学堂にて経書を読まざれば、則ち「堯舜禹湯文武周公孔子之道、所謂三綱五常」は尽行廃絶し、中国は必ず立国する能わず。学、基本を失えば則ち学無く、政、基本を失えば則ち政無し。基本失われれば、則ち愛国愛類の心も亦た之れに随って改易せん。安んぞ富強の望有らんや。」（注59）と、はっきりとした教育理念が明示されている。すなわち、断るまでもなく、儒教は伝統「中国」の「立国」の基本であり、それが廃絶されれば中国の「立国」そのものが解体される

ことを意味していた。

この教育理念下の近代中国師範教育は、その教育内容に儒教の色彩が強く、読経・講経の時間が多い。また教育課程は「中学為体、西学為用」の考え方から、「忠君」「尊孔」の儒教主義モラル注入のための教科に、国家強盛に役立つと見られる近代的諸教科を付け加えることによって構成されていた。この点について陳青之は、以下の4点を指摘して批判する。

- (1) 封建思想がきわめて濃厚であること。
- (2) 科挙の遺毒が依然として保存されていること。
- (3) 民族意識（国家主義）が次第に顕著になっていること。
- (4) 君権を提唱して民権を抑制していること。

陳青之はこれを例証するため、一つとしては次の諸点を挙げている。

- (1) 経学の授業時間がとくに多く設けられ、大学堂専設経学科及び高等学堂と優級師範学堂に経学大意・群経源流が課せられているほか、中・小学堂の授業時間に占める時間数は実に多い。中学堂及び初級師範学堂では、読経講読は毎週36時間のうち9時間で、全課程の4分の1を占める。高等小学堂では読経講経が毎週36時間のうち12時間で3分の1、初等小学堂では同毎週30時間のうち12時間で5分の2を占める。
- (2) 男性のみの偏った教育で、女子教育に関しては章程を通じてなんらの規程箇所がない。ただ、蒙養院の蒙養家教合一の章の中で、「家庭教育をもって女学を包括する」と挿入されているだけである。女子は家庭で教育を受けることができるだけで、学校の特設を禁止し、もし正式に女学を設立すると、西洋の習気に汚染して風化を損なう恐れがあるとしている。
- (3) 中学以下に初めて私立学堂を認めながら、高等学堂以上はまったく官立によるものとし、一方では新教育を提唱しながら、一方ではその設立を制限しているなど、さまざまな矛盾がある。

二つとしては、学堂卒業奨励のため、一方では科挙を廃止しておきながら、一方では科挙の弁法と栄誉を学堂内に持ち込んでいる。

三つとしては、以下のように指摘する。

- (1) 小学堂で本国語文字の学習を主とし洋語の兼習を禁止し、学務綱要にも「初等・高等小学堂は、国民をして“国に忠に、聖教を重んじ”る心を養成することを主とし、均しく漢文をもって教授し、いずれも西洋文を学習させない。これをもって国学が根

底から荒廃することを防ぐ」

(2) 各学堂では、すべて官話（国語）を練習し、学習の官話は「聖諭広訓」の一書をもって標準とせよという。それは、全国の語言を統一し、国民の感情を融合するためである。

四つとしては、私立学堂では政治学習及び兵操を禁止し、学生が国政に關与することを禁止しているが、これはみな、民権主義の教育を抑制しているものである。また、節日に逢うごとに「聖諭広訓」を宣講し、各学堂がひとしく論旨を欽遵する。また、忠孝の二字をもって敷教の本となすべきであるとしているが、これはみな、君権主義の教育を提唱しているものである（注60）。

陳青之は、以上の4点から奏定学堂章程の弊端を指摘、厳しく批判している。その中の第二点、「この章程は科挙の遺毒が依然として温存されている」というのは、当時の学部が各学堂の卒業生に対して各種の「奨励」を与えたことを指している。この奨励とは、各階級程度ごとの、各学堂卒業後の資格取得と任用方針の規程である。資格は、科挙制度と旧学校制度の時代に与えられていた進士・挙人・貢生・生員などで、

- (1) 通儒院、大学堂卒業者には進士
- (2) 高等学堂及びこれと同等学堂卒業者には挙人
- (3) 中学堂及びこれと同等の学堂卒業者で、官立上級学堂進学者には貢生
- (4) 高等小学堂及びこれと同等学堂の卒業者で、官立上級学堂進学者には廩生・增生・附生

のことを指す（注61）。しかしこれは、すべての卒業生に与えられたものではなく、試験の成績によって最優等・優等・中等の3等の者にのみ与えられる。

考試（試験）には、光緒29年11月（1904年1月）の各学堂考試章程によると、(1)臨時考試、(2)学期考試、(3)学年考試、(4)卒業考試、(5)昇学（進学）考試の5種がある。

(1)の臨時考試は毎月または隔月、教員が実施する。学期考試は半年ごと暑中休暇前に、学年考試は1年ごと学年休暇前に、ともに学堂監督・堂長が教員と合同で実施する。(4)の卒業考試は、中学堂以下の場合、地方官長が学堂監督・教員と合同で実施し、高等学堂以上の場合、大臣が派遣される。すなわち、科挙制に準じ、高等学堂の場合は簡放（知府以上を得旨で任命）が主考となり総督・巡撫・学政と合同で、大学堂の場合は簡放が總裁となり学務大臣と合同で実施する。昇学考試は、高等小学より中学へ進学の場合は学政が、中学より高等学堂へ進学の場合は総督・巡撫・学政が、その実施責任者となっている。

試験は 100点満点とし、80点以上を最優等、60点以上を優等、40点以上を中等、20点以上を下等、20点以下を最下等とする。この評価には、臨時考試を除き、平常の品行点も学科の点に繰り入れて計算する。たとえば、13学科あれば、それに操行点を加え、14科の点を出し、平均点を割り出すことになっている。平時考試で最優等・優等の者は教室の坐位にのぼり、中等はその後に並び、下等は坐位を下りて、さらにその後に並ぶことになっている。年終考試で最優等・優等の者は進級するが、中等・下等の者は原級に留まり、最下等は品行点を10分の1に減じ、3度続けて最下等なら退学になる。卒業試験で最優等・優等・中等の者は、学則に照らして褒賞し、奨励をうける。下等の者には1年補習させて再試験を行い、それでも下等の場合は修業証書を与えて退学させる。最下等の者は、修業の年限を満たせば修業証書を与えて退学させる。

各学堂の卒業生に対する奨励は、次の「学堂奨励一覧表」の通りである。この学堂奨励は、大学堂分科大学卒業奨励・大学堂分科内之実科卒業奨励・各省高等学堂卒業奨励・高等実業学堂卒業奨励・優級師範学堂卒業奨励・初級師範学堂卒業奨励・中等実業学堂卒業奨励・中学堂卒業奨励及び高等小学堂卒業奨励となっており、いずれも奨学のため、各学堂卒業後の資格と任用方針を示したものである。その資格とは、科挙制度と旧学校制度のなかで与えられていた、進士・挙人・貢生・生員などの資格である。

(2-表5) 学堂奨励一覧表

学 堂 種 類	出 身	授 職 (奨励以中等以上為限、下等不列)
第一級 分科大学	進 士	編修・檢討・庶吉士・主事。
第二級 高等学堂	举 人	内閣中書・中書科中書・各部司務・知州・知 県・通判。
法制学堂	举 人	同 上
高等実業	举 人	知州・知県・州司。
優級師範	举 人	内閣中書・中書・科中書・各部司務。
第三級 初級師範	貢 生	教授・教諭・訓導。
中等実業	拔貢・優貢・歲貢	州判・府経・主簿。
中学堂	同 上	
第四級 高等小学堂	廩生・增生・附生	

注：陳啓天「最近三十年中国教育史」（台北、文星書局影印本 1962年 P. 168 ~ 169による。）

奨励にあたっては、上表のように、4等に分けている。

この中で、師範学堂卒業者に対しては師範科挙人（優級師範学堂卒業者）・師範科貢生（初級師範学堂卒業者）の資格を与えた。

この学堂奨励は、単なる資格のみでなく、任用方針をも明示している。やはり、当時の学堂を官吏養成機関とみる伝統的な観念が、学校体系全体にわたり濃厚である。つまり、奨励章程とは、科挙の進士・挙人・貢生などの出身者となることを最上の榮譽とする科挙制の影響をうけていた中国人の意識を満足させることによって、近代学校の上部構造としてのエリート養成を振興しようとするものであった。

しかし、学校教育の発達とともに、全国の高等学堂以上の卒業生は、年ごとに増えることになった。彼ら卒業生全員を官吏に迎えることは絶対に不可能であり、ましてや政法・文学・経学の外、物理・農工・商・医科の卒業生を官吏とすること自体に無理があり、また問題でもある。この不合理な奨励法も、民国元年（1912年）の夏に廃止されている（注62）。

以上の分析からみれば、清末期における中国の師範教育は、儒教的色彩が強いことと科挙の遺毒が残ることのほかに、次の点が認められる。

- (1) 初級・優級師範学堂の2段階制師範学堂卒業生のみが正式の教員と認められる。
- (2) 師範学堂は一般学校より優れた学資支給の特典がある。
- (3) 卒業後の服務義務制。
- (4) 指導技術訓練のための教育実習を可能にする附属中・小学堂の併設。
- (5) 師範生を厳しく管理するため、厳罰処分の規則を定めると同時に、優待奨励の規則を制定した。

もう一つ注目すべきことは、暫定臨時の養成機関としては師範講習科や師範講習所、または師範伝習所などが設置されたことである。立学総義章第一・第三説の中で「各州県にあって初級師範学堂がまだ斉設に至らぬときはよろしく速成簡便の師範伝習所を急設し、もって応急の処置をとるべし」という趣旨が述べられていた。その設立は、既設の師範学堂の中にとはいわず、書院・公所・寺院などの利用が指示されていた。次に示す「清末師範教育概況表」には、師範伝習所や各実業教員養成所及び予備科、小学教員講習所の年限、入学資格、養成目標などが載っている。

2-表6の表から見ると、師範伝習所は10カ月、実業教員講習所は2年（農業・商業）、3年（工業・完全科）、1年（簡易科）とそれぞれ年限が違う。実は、各地方はその情況によって年限が異なっていたのである。

「奏定学堂章程」下の教員養成は、まず省城の師範学堂の整備から着手された。州・県の師範学堂の設立も義務化されてはいたが、その完全実施は容易ならざることであった。そ

(2-表6) 清末師範教育概況表

学校名称	卒業年限	募集対象	養成目標
優級師範学堂	5	普通中学あるいは初級師範卒業生	中学あるいは初級師範学堂教員
初級師範学堂 完全科	5	高等小学堂卒業生	小学堂教員
簡易科	1	高等小学堂4年卒業生	初等小学堂教員
師範伝習所	10カ月	私塾の教師	小学堂副教員
実業教員講習所 農業教員講習所	2	普通中学、初級師範学堂あるいは同等の実習学堂卒業生	実業補習学校及び芸徒学堂教員
商業教員講習所 工業教員講習所	2	同上	同上
完全科	3	同上	同上
簡易科	1	同上	同上
予備科	無定期	初級師範学堂学力不足者	補習
小学教員講習所	無定期	在職の小学教員	補習及び講修

ここで、暫定臨時の教育機関を設立したわけである。講習科や講習所は、師範学堂内における添設が原則であり、伝習所は師範学堂が整わない場合、それまで暫時、応急便宜的に特設することを原則とした。したがって、師範学堂が整備されれば当然廃止されるべき機関であった。しかし、この暫定臨時の教員養成機関は、州県の中・小学堂の教員養成にかなり大きな役割を果たしたのである。

林友春の「清末中国教育の近代化過程における諸事象」という論文の考証によれば、

1903年・光緒29年

浙江求是大学堂が改めて浙江高等学堂となった。光緒31(1905)年にはこの学堂は拡張され、200名の学生を収容し、高等予備科・師範完全科・師範伝習所を設置し、140名を収容した。

1904年・光緒30年

湖北総督が湖北学務処に師範講習所を開設した。

湖北総督が各府に中学堂を一律に初級師範学堂或は速成師範・師範講習所に改組するよう通達した。

1905年・光緒31年

直隸省の府州県に、初級師範学堂を速やかに立てることを通達し、師範完全科及び簡易科以外に予備科及び小学師範伝習所を添設すべきことを達した。

吉林省に簡易師範学堂を創設した。これは吉林省でもっとも早く建設された師範学堂であるという。

とされている(注63)。

また江蘇省の呉県志巻28・学校の条によると、江蘇師範学堂の設立は光緒帝31年11月であり、師範講習科と速成科として出発した。

上海県統志によれば、同県には県立師範学堂のほかに、別に臨時の教員養成機関がかなり多くつくられた。たとえば光緒帝30年正月、日本の弘文学院速成師範科卒業帰国者の項文瑞によって、半泾園に速成師範講習所が建てられ、学生のための宿舍も用意されて、半年修学の速成の教員養成機関とされているし、翌31（1906）年8月には、亭橋西の竜門精舎に初等小学師範伝習所を設置し、わずか4カ月の修学期間で卒業させている。さらに同年10月には、毎晩2時間ずつの授業を行う教員養成学校さえも茶珠書院を利用して設立され、それを師範講習科と呼んでいた。これらはいずれも、光緒32年には第一・第二・第三師範伝習所と改称し、奏定初級師範学堂章程に規定された名称に従っているが、修学期間は第一伝習所が半年、第二・第三伝習所が1年であって、章程の規定する10カ月とは異なっていた。

以上の師範伝習所・講習科などはいずれも「公立」であるが、民間系の師範伝習所もあった。光緒32（1907）年8月に設立された上海県における東城師範伝習所は、翌年6月には経費の行き詰まりから廃校になっている。その邑人の丁熙咸は、家屋を借りて、半年修学の学校を創設している。また光緒32年、私塾改良会という民間有志の会の籌費による改良会附設師範講習所も、校屋を賃借したうえで設立されたものであった。

この師範講習所・伝習所などの速成簡便な教員養成学堂が多く出現した主な原因は、財源不足である。

河北省の臨榆県志（同書巻9・建置論・学校）には、県の財政事情から師範学堂設置が不可能であることが記されている。同県には、長く師範伝習所と女子師範伝習所だけが必要に応じて設置され、そこが教員の養成を担当した。この記述によれば、奏定学堂章程の規程に基づき、師範学堂は一度設立したらしいのであるが、光緒31年に至って暫時停廃し以後は3年おきに1年卒業の講習所を、また民国5年には塾師伝習所を臨時に設けて応急の役に立てるだけであったこと、またその原因が、ひたすら財源不足の故に常設不可能であったためであることが分かる。

この師範伝習所・講習所の設立の在り方は、一層多様であった。公立のもあれば、民間のもあった。また経営・運営のための経費の支出方法もまた多様であった。

たとえば、河北省雄県における光緒31年2月設立の師範伝習所について、雄県新志第二冊師範学校の条は、「文昌祠を学校として、30人の生徒を募集して、3カ月で卒業させ

る」と述べている。その経営費用は、県立小学堂からの提撥であった。つまり、県署より直接支給されるのではなかった。

阿部洋は、清末における奉天省内各州県の学堂を調査し、同省における師範伝習所は、県城における兩等小学堂に併設の形で設置されていたと述べている。また、伝習所の卒業生は全県の各学区に派遣され、もって公立初等小学堂設立の促進に資されたとも述べている（注64）。彼の調査資料も、同じ光緒31年時点における教員養成の状況である。師範伝習所・講習所設置の促進が県立兩等小学堂に附設の形で行われたのは、おそらく全国的な傾向となっていたのであろう。

1909年の学部統計によると、全国の伝習所・講習所の学堂は 182箇所であり、学生数は 7,670 人に達した。（注65）。

前述したように、陳青之は奏定学堂章程について「封建思想がきわめて濃厚である」と批判している（注66）。しかしながら、百歩退いて別の一面から考察すると、そこには封建制が残存していたとしても、清朝政府がこうした近代的な教育体制を企図したことは、中国の教育近代化へ向けて大きく途を開いたものと言うことができる。その意味において、中国における新しい教育の始まりと言える。また為政者側の立場から見ると、清朝政府としては、この封建制度をぬぐい去ることは、即自身の崩壊を意味するものであった。清朝の教育政策として行われたこの章程が、その社会秩序を維持するための思想対策として、儒教倫理教育の強化を図ろうとしたのは、またきわめて当然のことであつたろう。多賀秋五郎も、「中国の教育がこうした封建制をぬぐいさるには、清朝の崩壊という革命を必要としたのであって、そうして新しく生まれ出た近代社会において、初めて近代的教育の実現を期待することが出来るのである」（注67）と指摘している。

師範教育において、独立した師範学堂設立をその内容の一部とする「奏定学堂章程」は中国において初めて近代師範教育を発足させるという画期的意義を有する。この章程によって、中国の師範学堂が正式に設立されることになったのである。

次の1909年度の各省師範学堂学生統計表（2—表7）から、優級師範学堂、初級師範学堂及び伝習所・講習所など各学堂数、学生数の実態を知ることができる。

この統計表からみれば、全国における1909年の師範学校数は 415箇所、学生数は28,572人であった。そのなかでは、直隸省・河南省・江寧省・奉天省・湖北省・湖南省などに多くの学校が集まっている。これらの省は、いずれも清末における教育近代化過程において近代教育普及のモデル地域であった。その指導的役割を演じたのは袁世凱（直隸総督）、

張之洞（湖広総督）、劉坤一（1830~1902 兩江総督・1902年突然死去）などの開明的官僚であった。彼ら清末教育改革のリーダー達は、いずれも教育面の改革を積極的に立案し

(2-表5) 各省師範学堂学生統計表 (1909年)

注：1. 京師はこの統計表に含まれていない。
2. 資料は陳啓天「近代中国教育史」P. 176 ~ 178

校 類 別	省 別	直 隸	奉 天	吉 林	黑 龍 江	山 東	山 西	陝 西	河 南	江 蘇	江 西	安 徽	浙 江	新 江 西	湖 北	湖 南	四 川	広 東	広 西	雲 南	貴 州	福 建	甘 肅	新 疆	合 計
優 全 級	学 堂	2				1			1	1	1						1	1							8
	学 生	189				179			273	338	112						224	189							1504
師 科	学 堂		1	1	1	1	1					1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
	学 生		149	139	154	137	218	62		214		276	94		320	271		436	214	126	219	125			2154
範 科	学 堂		1									1	1	2				1	1		1				8
	学 生		68									37	62	228			59	132	105						691
初 全 級	学 堂	9	2	1		14	1	1	6	7	1		5	3	5	6	8	5	3	10	1	2	1		91
	学 生	931	188	76		967	130	249	614	718	228		429	231	685	967	505	465	247	454	52	177	44		8358
師 範 科	学 堂	11	10	3	2		7	3	12	4	1	10	5	8	2	9	10	2	2	6	2	2		1	112
	学 生	521	561	184	70		291	145	728	322	95	825	450	311	143	674	512	217	111	444	221	147	80	143	7195
任 前 所 屬	学 堂	6	19	2	1		8	6	43	7	2	9	1	4	8		18		6	1	4	3	34		182
	学 生	269	628	71	12		173	124	2203	408	58	268	27	188	646		602		568	28	327	98	543		7670
合 計	学 堂	28	33	7	4	16	17	10	62	19	5	19	13	17	17	16	38	9	13	18	9	8	36	1	415
	学 生	2014	1894	470	236	1283	812	580	3818	2000	493	1093	1219	887	1702	1961	2173	1003	1467	1140	726	641	791	143	28572

ながら、外国人、ことに日本人を顧問あるいは教習として招き、改革事業を推進したのである。当時、中国各地に招かれたこれら日本人教習・顧問達は、地域的には直隸・江蘇・広東など沿江沿海諸県は勿論のこと四川・雲南・貴州など、遠く奥地にまで及び、またその活動場所も上は大学から下は幼稚園まで、広範囲にわたっている（注68）。彼らは中国の近代師範教育において、師範学堂の設立・運営における補助者あるいは協力者として不可欠の役割を果たした。次の第三章では、師範学堂を中心として、彼らの活動が中国師範教育の近代化過程にどのような意味と役割を持っていたかを考察しようと思う。

<第二章 注>

注1 榮慶は、蒙古正黄旗人の出身で、光緒12（1886）年の進士、~~藍~~藍旗管旗・刑部尚書を歴任、管学大臣を兼任している。

何炳松「三十五年来中国之大学教育」P. 82

注2 多賀秋五郎「中国教育史」岩崎書店 1955年P. 127～128

注3 多賀秋五郎「中国教育史資料・清末篇」P. 41

注4 蘇雲峰「張之洞与湖北教育改革」中央研究院近代史研究所 1975年諸編P. 6～9

注5 張之洞の「勸学篇」は内外二篇計87頁ある。

多賀秋五郎「中国教育史」P. 128

注6 多賀秋五郎「中国教育史資料・清末篇」P. 42

注7 林友春「清末中国における教育の近代化と日本」学習院大学東洋研究所 1977

P. 18～22

注8 袁世凱（1859～1916.6.6）字は慰亭、号は容菴。河南省項城県の人。朝鮮の事大党を援けて親清勢力の扶植につとめ、日清戦争に敗北後、天津で新式陸軍を編成した。後にこれが北洋軍閥と呼ばれ、彼の私兵となった。義和団事件では義和団を鎮圧、列強と東南互保協定を結び、宣戦を無視した。辛亥革命が起こるや、革命軍討伐の全権を委ねられたが、これを革命派との取引に使う第一代の大統領となった。第二次革命起こるや国民党を追放し、自ら帝政を実施しようと図った。1915年、日本の中国植民地化を図った対華21カ条要求を秘密裡に受諾したが、これが暴露され反日反袁運動が起こった。これがいわゆる第三革命である。この中で袁世凱は死んだ。

中国における袁世凱に関する研究の概要は次の通りである。

清末民初の中国政界・軍界に君臨した袁世凱は民国初代の大統領であり、北洋軍閥の巨頭である。彼は19世紀末から20世紀初頭の中国近・現代史において、中国が経験した重大な国際的・国内的事件のほとんどすべてにかかわった重要人物である。

こうした人物であるがゆえに、中国は言うに及ばず日本、欧米でも多数の袁世凱に関する伝記・評伝・研究書が出版されている。ここでは、主に中国における資料を列挙して置くに止める。

1930年以前の研究では、主に袁世凱の経歴と帝政活動に関するものが多い。

「訓練操法詳晰図説」20冊 1899年

- 「北洋公牘類纂続編」24巻 甘厚慈編 1910年
- 「項城県志」32巻 張鎮芳編 1911年
- 「項城袁氏家集」65巻 丁振鐸編 1911年
- 「養壽園電稿」5冊
- 「新建陸軍兵略録存」8巻
- 「養壽園奏議輯要」44巻 沈祖憲編・袁克桓校
- 「滬上私乘・附・圭塘唱和集」7巻 袁克文編
- 「容庵弟子記」4巻 沈祖憲・吳蘭生共編 1913年
- 「洪憲紀事詩本注」2巻
- 「続・袁大總統書牘彙編」8巻 徐有朋編 1914年
- 「北京兵変始末記」国事新聞社編
- 「袁氏盗国記」黄毅編
- 「袁世凱軼事」 1916年
- 「袁世凱与中華民国」白蕉著 1936年
- 「袁世凱全伝」野史氏編 1916年

これらの著作は1966年台北の「袁世凱史料彙刊」に収集され、まとめて文海出版社より出版された。

以上の著作は、袁世凱の経歴や、行動を詳述している。とくに白蕉の「袁世凱与中華民国」は、辛亥革命（1911年）から洪憲帝政が崩壊して、袁が没するまでの経過に詳しい。

また、この時期における袁世凱に関する伝記・研究書には次のようなものがある。

- 「袁世凱」紀佩著 1909年
- 「袁世凱之禍黔」劉世傑 1912年
- 「袁項城」秋史代編 上海広智書局 1913年
- 「袁政府画史」錢病鶴著 上海 1913年
- 「八十三日皇帝之趣談」2巻 天懺生・冬山編 上海・文芸編訳社 1916年
- 「袁前大總統略伝」高明鏡著 北平・順天時報社 1916年
- 「袁世凱偽造民意紀実」（佚名）1916年
- 「袁世凱演義」4巻 何寿民編 香港 1922年
- 「袁政府偽造民意竄伝書後」梁啓超著 上海 1916年

1940年代末から60年代初期にかけての中国における研究では、袁世凱に関する研究の幅が広がった。この時期には、袁世凱統治期の社会矛盾や、袁世凱の戊戌政変への関連などに関する研究が多い。代表的な文献は、

「辛亥革命与袁世凱」上海 黎乃涵著 上海聯合發行所 1949年

「竊国大盜袁世凱」北京 陳伯達著 人民出版社 1949年

「袁世凱醜惡的一生」北京 向陽著 通俗讀物出版社 1957年

などである。また、この時期に「袁世凱政府電存」という重要な資料が出版された。これは光緒16年から24年までに袁世凱が李鴻章らに送った電稿を収めたもので、袁世凱研究の最重要資料の一つとなっている。1960年代から1970年代までの中国は、袁世凱研究においても、いわば研究の空白期であった。

1980年代に入ると、袁世凱に関する研究は、主に辛亥革命時期における袁世凱や、袁世凱と日本との関係に研究の比重が傾いていく。この時期の主要著作は次のようなものがある。

「袁世凱伝」中華書店 李宗一 1980年

「袁世凱一生」河南人民出版社 侯宜杰 1982年

「袁世凱奏議」3巻 天津古籍出版社 天津社会科学院歴史研究所・天津図書館編
1983年

「袁世凱と近代中国」岩波書店 J. チュン（陳志讓）著・守川正道訳 1980年

以上の伝記・文献・資料は、政治・経済・軍事・文化・教育の各方面に渡り、袁世凱の主要な上奏・政会・電稿などが収められている。

台湾では、袁世凱に関する文献が多い。主なものに

劉鳳翰「袁世凱与戊戌政変」台北 文星書店 1970年

林明德「袁世凱伝」台北 中外圖書出版社 1970年

（佚名）「袁世凱竊国記」台北 台湾中華書局 1954年

などがある。これらは、書名にある通り、個別テーマについて詳しく記述した著書である。また1970年に出版された「袁世凱奏摺專輯」第一集八冊（台北・国立故宮博物館出版、広文書局印行）および前述した「袁世凱史料彙刊」（1966年。台北・文海出版社、1-10、続編・影印本31冊）もある。その他に台湾では、中央研究院近代史研究所から膨大な「袁世凱伝記資料」が近年出版された。これらの資料は、袁世凱研究に非常に貴重な参考文献となっている。

注9 「大清德宗景「光緒」皇帝實錄」光緒27年10月丁己の条

「前據袁世凱奏、先於省城建立學堂、分齋督課、其備齋即寓小學堂、中學堂規則、業經諭令各省倣照開辦、所有此項學生、著俟專齋卒業後、即照此次所擬選舉章程、一律弁理、以示鼓勵。」

注10 朱有珮「中國近代學制史料」第2冊 華東師範大學出版 1987年6月

「查袁世凱所奏、山東學堂事宜及試弁章程、擬先於省城建學堂一區、分齋督課、先從備齋正齋入手、漸有師資再行次第推廣。其教規課程、參酌中西、而淳淳於明倫理、循禮法、尤得成德達才本末兼收之道。」

注11 「在奏定學堂章程前、各省多照該章程弁理。」

丁致聘「中國近七十年来教育記事」民國24年 P.9

注12 大清德宗景〈光緒〉皇帝實錄 493 光緒28年7月庚午の条

注13 「袁世凱奏議」中 卷17 P.582~583 天津古籍出版社 1983年

注14 陳青之著「近代支那教育史」生活社版 昭和14年 P.80~83

注15 「臣伏惟國勢之強弱、視乎人材、人材之盛衰、原于學校。誠以人材者立國之本、而學校者又人才所出之途也。以今日世變之殷、時艱之極、將欲得人以佐治、必須興學以培材、顧學校不難于大興、而規制實難于初定。蓋各國學校之制、大都因時以損益、歷久觀成。」

「袁世凱奏議」上 天津古籍出版社 1987年3月 P.317~319

「遵旨改設學堂酌擬試弁章程折」光緒27年9月

注16 前揭書「袁世凱奏議」上冊卷9（光緒27年3月7日）P.268~277

注17 前揭書「袁世凱奏議」上冊（光緒27年9月24日）P.317~319 「遵旨改設學堂酌擬試弁章程折」

注18 「自古庠序學校、皆以明倫德行道藝、无非造士；政教之隆未有不于學術者、即東西各國之教育、亦以无人不學堂為歸、實中外不易之理。朝廷銳意興學、特設專部以董理之、自應明示宗旨、俾定趨向、斯于一道同風。茲據該部所陳忠君、尊孔與尚公、尚武、尚實五端、尚為扼要。總之君民一體、愛國即以保家；正學昌明、翼教乃以扶世。人人有合羣之心力、而公德以昭；人人有振武之精神、而自強可恃。務講求農業、工、商各科實業、物無棄材、地無遺利、斯有益于國計民生……所有京師及各省學堂師長生徒、尤宜正本清源、辨明義理、不視為功名祿利之路、而以修齊治平之規、于國家勸學育才之意方為無負。」

「大清德宗景〈光緒〉皇帝實錄」光緒33年3月1日

「大清教育新法令」第1冊第2編 商務印書館版

注19 「現時教育最大之缺点有四：一不重道德、二不重實利、三無尚武精神、四不切實用。……以道德教育為經、以實利教育、尚武教育為緯；以道德、實利、尚武教育為體、以實用主義為用（實用教育、以各學校注重理、化、博物等實科之實驗為始；尚武教育、以自初等小學注意體育衛生、加以軍隊東伍退進之法為始。）」

「中國近代教育史資料匯編」「特定教育綱要」1915年1月22日 P. 748 ~749

注20 「宗聖尊王、尤為要義。堂內應恭祀至聖先師孔子暨本省諸先聖、先儒。每月朔望由教習率領諸生行禮、並宣講聖論廣訓、以束心身。」

前揭書「袁世凱奏議」上冊 P. 319~

注21 前揭書「袁世凱奏議」上冊 P. 317~319

注22 多賀秋五郎「近代中國教育史資料・清末編」 P. 42

注23 「宜首先急弁師範學堂。學堂必須有師。此時大學堂、高等學堂、省城之普通學堂、猶可聘東西各國教員為師。若各州・縣小學堂及外府中學堂、安能聘許多之外國教員乎？此時惟有急設各師範學堂、初級師範以教初等小學及高等小學之學生；有急師範以教中學堂之學生及初級師範學堂之師範生。省城師範學堂；或聘外國人為教員、或輔以曾學外國師範卒業之師範生。外府師範學堂、則只可聘在中國學成之師範為教員。查開通國民知識、普施教育、以小學堂為最要；則是初級師範學堂、造就教小學之師範生、尤為弁學堂者入手第一義。」

「奏定學堂章程・學務綱要」P. 1~4 湖北學務處本

舒新城編「中國近代教育史資料」上冊 P. 199

注24 同上書 P. 344~347

注25 儒學生員中の廩膳生がそれである。廩膳生は明、清兩代ともに若干の學費の支給を受けた。日本では明治19年6月の勅令第13号による師範學校令第九條・尋常師範學校男生徒の學費支給の要項により、食物・被服・日用品・修理品および湯浴・一週間手当の5項目が定められていた。

注26 余書麟「中國教育史」1961年 下卷 P. 928

注27 陳青之「中國教育史」（大學叢書）1936年刊 P. 598

注28 同注26揭書

注29 同注27 P. 528

- 注30 簡人仰「中国教育行政制度史略」P. 84 台湾中華書局1983年再版
- 注31 陳啓天「最近30年（1898～1927年）中国教育史」文星書店後刻本 1962年 P. 74
- 注32 「袁世凱奏議」下冊卷36 光緒32年2月3日 P. 1249～51
天津圖書館·天津社會科學院歷史研究所編 天津古籍出版社 1957
- 注33 「光緒政要」卷32 光緒32年4月 P. 12～13
- 注34 「光緒東華錄」光緒32年4月 論
- 注35 多賀秋五郎 前揭書「解說」P. 112
- 注36 前掲 簡人仰「中国教育行政制度史略」P. 84 第三節「汀州縣之教育行政機關」
- 注37 「東方雜誌」光緒31年11月
- 注38 「直隸學務處各屬勸學所章程」
「東方雜誌」光緒31年11月
- 注39 「各省教育彙誌」「東方雜誌」光緒31年11月
- 注40 同上揭書
- 注41 同注39
- 注42 前掲簡人仰「中国教育行政制度史略」P. 70 「直隸省學校司」
- 注43 「初級師範學堂章程·第一章第七節の条文」
- 注44 奏定初級師範學堂章程·考試入學章第三·第一節
陳元暉·陳學恂「中國近代教育史資料匯編」上海教育出版社 1991年3月 P. 398
～399
- 注45 多賀秋五郎 前掲書「近代中國教育史資料·清末編」 P. 414
「通行各省推廣師範生各額電」
- 注46 陳啓天 前掲書 P. 165～166
- 注47 奏定優級師範學堂章程·立學總義章第一節および第三節（同44注揭書「中國近代教育史資料匯編」P. 45）
- 注48 「省城優級師範學堂初弁時、可與省城之初級師範學堂並置一處、俟以後首縣及外州、縣全設有初級師範學堂、即將省城初級師範學堂增高其程度、並入于優級師範學堂」
同上·立學總義章第一節
- 注49 「初級師範學堂正教員：以將來優級師範畢業考列最優等及優等、及游學外洋尋常師範畢業得優級文憑及畢業文憑者充任。暫時只可擇游學外洋畢業生、曾考究教育理法者充之。……副教員：以將來優級師範畢業考列中學、及游學外洋得優高等師範畢業

文凭者充選。暫時只可擇游学外洋卒業生、曾考究教育理法者充之。……」

光緒29年11月（1904年1月）「奏定任用教員章程」（「大清教育新法令」第8冊
第10編 P. 1～2 商務印書館版）

注50 同注47掲書 P. 439～441

注51 同注44掲書「中国近代教育史資料匯編」 P. 4 15～427
「奏定優級師範学堂章程」

注52 同上掲書「奏定任用教員章程」「大清教育新法令」第8冊第10編 P. 2 商務印書
館版

注53 「中等実業学堂正教員：以将来大学堂実科卒業、及高等実業学堂考列優等者、及游
学外洋高等実業学堂卒業得有卒業文凭者充選。……副教員：以将来高等実業学堂卒
業考列中等者、及游学外洋得有高等実業卒業文凭者充選。」

同上掲書「奏定実業教員講習所章程」 P. 469～472

注54 多賀秋五郎「中国教育史」 P. 135

注55 同上 P. 135

注56 李友芸他「中国近現代師範教育史資料・第一冊」

注57 学習院大学東洋文化研究所「清末中国における教育の近代化と日本」 林友春
1977. 3

注58 阿部洋「お雇い日本人教習の研究 — アジアの教育近代化と日本人 —」 「国立教
育研究所紀要」 115集 昭和63

注59 「若学堂不讀經書、即是堯舜禹湯文武周公孔子之道、所謂三綱五常者尽行廢絶、中
国必不能立国矣。学失其本則無学、政失其本則無政。其本既失、則愛国愛類之心亦
随之改易矣。安有富強之聖乎？」

「学務綱要」の「中小学堂宜注重讀經以存聖教」の条参照

（「中国近代教育史資料匯編」 P. 492）

注60 陳青之 前掲書「中国教育史」 P. 609～610

注61 何炳松 前掲論文 P. 86～88

張之洞「奏定学堂章程」「各学堂獎勵章程」

注62 何炳松 前掲論文 P. 87

注63 「清末中国における教育の近代化と日本」 P. 24～29 学習院大学東洋文化研究所
1977年

注64 阿部洋論文「清末近代学校 — 清末における学堂の設立と運営」多賀秋五郎編著

「近代アジア教育史研究」所収 P. 746

注65 陳啓天 前掲書「近代中国教育史」P. 746

注66 陳青之「中国教育史」下冊 P. 609 ~610

注67 多賀秋五郎「中国教育史」P. 136

注68 実藤恵秀「中国人日本留学史稿」昭和14年 P. 139